

■第6回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会が開催されました！

総会及び研究大会



開会行事で挨拶する下田補佐

平成28年10月6日(木)岐阜キャッスルインにおいて、標記の総会及び研究大会が開催されました。全国から17共済団体(うちオブザーバー参加2団体)、参加団体の役職員等総勢約70名の参加となり、盛会のうちに無事に終了となりました。岐阜県教育委員会から高木教育次長、全国高等学校P T A連合会の佐野会長他来賓の出席がありました。当室からは、下田補佐と吉谷が参加いたしました。

開会行事では、下田補佐が来賓祝辞を述べさせていただきました。

研究大会では、吉谷から「P T A等共済事業の現状や課題、そして対応」を説明させていただきました。共済事業の最新の状況の他、スポーツ振興センターの災害共済給付において高校生がいじめや体罰が原因で自殺したケースにも給付を行うとの制度変更、改正個人情報保護法への対応について説明させていただきました。

事例発表では、埼玉県高等学校安全振興会細田事務局長から「発足6年目の課題」と法の施行後日本で最初の認可を受けた当該団体の現状や共済金値上げに至った経緯の報告がありました。

また、静岡県高等学校安全振興会の鎌田次長からは「健康・安全に関する研修会等支援事業について～災害を未然に防ぐための取組～」について発表がありました。全国的に死亡や後遺障害などの重大事故は減っているものの、怪我や病気は、増加しています。共済団体のなかでも児童生徒数は減ってきているのに、共済金支払は増加しているとの認識があります。災害を未然に防ぐ取組みを強化したいとする静岡の現状が報告されました。

研究大会やその後の情報交換会においても、いじめや体罰を原因とする高校生の自殺について、センターに合わせて給付すべきか否かが議論になりました。従来は、高校生等の故意の死亡等は、本人の責めに帰すべき災害であり、相互扶助の理念に基づき救済すべき災害とはいえないとして、災害共済給付の対象外とされてきましたが、9月に制度変更の閣議がなされ、4月に遡って適用されることになっています。

■共済法基礎講座(第7回)

New!

第7回は、共済契約の締結等に関する禁止行為についてです。

禁止行為とは

P T A・青少年教育団体共済法(平成二十二年六月二日法律第四十二号)

(共済契約の締結等に関する禁止行為)

第八条 共済団体又は共済団体のために共済契約の締結の代理若しくは媒介を行う者は、共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 共済契約者又は被共済者に対して、虚偽のことを告げ、又は共済契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為
- 二 前号に定めるもののほか、共済契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして文部科学省令で定める行為

共済契約の締結等に関する禁止行為(以下、「禁止行為」という。)は、法第8条及び施行規則第12条に記載されています。保険業においては、保険業法第300条に規定されています。保険業の場合は、違反行為者に対しては、罰則もあります。

共済契約の締結や募集に関して、その公正を確保するために共済団体や募集をする者が利用者に対して一定の行為をすること又はしないことが禁止されています。P T A等共済の場合は団体契約となるため、契約申込時に共済契約の締結の代理又は媒介をする者が加入者と直接やりとりすることはありませんが、民間保険では、例えば、共済契約時に重要な事項について説明しなかったり、嘘をついたりする行為が禁止されています。加入者が保険会社に対して既往症の状況を言わないように勧めたり、妨げても違反になります。規則第18条には、そのような禁止行為が列挙されていますが、これらの規定の中には、「消費者契約法」の規定と同じものが含まれています。保険募集の長い歴史の反省や近年では消費者保護の観点からの規定となっています。

共済契約の締結の代理又は媒介をする者

保険業において、「保険会社」とは単に会社そのものを示すときと、代表者個人を示す場合があります。代表者を示す場合、代表者以外の役員や職員等を「保険契約の締結の代理若しくは媒介を行う者」と言うときがあります。代表以外は、全て何かしらの契約等に基づき会社のために保険契約の締結の代理若しくは媒介を行う者であるとの考え方です。代理若しくは媒介を行う保険商品を販売する職員(保険募集人)になるためには、所要の研修を受け、試験に合格し、保険募集人として登録する必要があります。

ところで、保険募集人と違い、P T A等共済の共済契約の締結の代理又は媒介を行う者には、何らかの資格を要するものではありません。施行規則第16条において、重要な事項の利用者への説明等を確保するための措置に関する内部規則を定めるとともに、共済契約の締結の代理又は媒介を行う者に含まれる、理事又は使用人に対する研修を実施する等の体制をとらなければならないこととしており、共済団体は、本条に則った対応が求められます。

■おしらせ

・今年度役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要です。お早目に御相談下さい。

- ・教育委員会において、立入検査等の事前相談、同行等のサポートが必要な場合もお早目に御相談下さい。
- ・「共済事業の実施に関する調査」を都道府県教育委員会を通じて実施しています。全国のP T Aや互助会等の共済や保険事業の状況を把握するための調査になります。御理解と御協力よろしくお願い致します。
- ・認可申請に向けた御相談も随時受け付けております。認可までのスケジュールを決め計画的に進めていく必要があります。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。

「悩むより電話一本共済室」一緒に解決していきましょう。

<次号の発行予定：11月30日>

■ 隣の芝生は青い～事務局長・職員に聞いてみた～ New!

一般財団法人横浜市安全教育振興会

～山元事務局長に聞きました！



左から打木事務局長、山元事務局長、小山事務局長

共済事業で重要なことは何だと感じていますか。

法令や各種規程・規則に基づく共済金給付。それが公正・公平という観点で重要と思っています。ただし、共済規程や各種規程や規則を金科玉条とせず、状況に応じて改訂していくことも必要だと思っています。安直に変更することはもちろん避けなくては いけません……。

事務局長の役割又は組織運営上配慮していることはありますか。

事務局内の情報共有はもちろん、理事長以下の非常勤役員や評議員との情報共有、さらには関係機関への報告・連絡・相談に努めています。風通しの良い組織を常に心がけたいです。

共済事業に携わって3年になりますが、いかがですか。

共済は相互扶助の事業。『一人はみんなのために、みんなは一人のために』が当会のスローガンですが、近年相互扶助の精神が希薄になってきているなど感じるようになってきました。将来が不安です。

貴会の課題等がありましたら、教えてください。

共済事業に絞って言えば、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校と学校種によって共済給付の実績に大きな違いがあることです。当会の児童・生徒に係る共済事業は学校管理下外の事故に対するもので、中学校や高等学校の実績がどうしても少なくなります。

～ 水谷事務局長に聞きました！

一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会

共済事業に携わってみていかがですか。

4年目になります。当初PTA担当としてお世話になりましたが、その6月に共済事業担当者が退職したため7月から両方の担当となりました。簿記や給与事務などに明るい女子職員を迎えましたが、いずれにしても共済事業は誰もが初めてのことばかりでした。幸いにも理事長の的確な指導もあり前へ進めていくことができました。岐阜県では、スポーツ振興センターの上乗せ給付という考え方に変更はありませんが、28年度から高額療養費にかかる修正ができたことは大きな成果でした。開始5年をめぐりに、最も重要な収支のバランスを含めて共済掛金の検討を行い一区切りできればと考えています。



岐阜大会で挨拶する嶋崎理事長



左から奥村さん、水谷事務局長、佐藤さん

事務局長の役割又は組織運営上配慮していることはありますか。

安全振興会の中心的な業務として見舞金等の給付を円滑に行うための環境やシステムの整備を図るべきと考えます。

共済事業で重要なことは何だと感じていますか。

いずれにしても新しく始まったばかりの制度です。その内容には想定されないことが数多くあると考えられます。不断の改善を進めていくことが重要であると考えています。

貴会の課題等がありましたら、教えてください。

多くの団体では退職校長を事務局長に充て、若干名で運営するという形をとっています。数年で職員が、入れ替わっていく入れ替わらなければならぬことと共済事業にかかる知識の獲得という相矛盾する課題を乗り越えられる持続可能なシステムの構築が必要と考えます。

PTA等共済室

- 10月 3日 (月) 埼玉県高等学校安全振興会役員研修会 (吉谷)
- 10月 5日 (水) 三重県PTA安全互助会事務局打合せ (吉谷)
- 10月 6日 (木) 第6回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会・研究大会・岐阜大会 (下田補佐・吉谷)
- 10月13日 (木) 静岡県高等学校安全振興会役員研修会 (吉谷)
- 10月15日 (土) 神奈川県PTA協議会安全互助会・第5回法人化・共済事業準備委員会 (吉谷)
- 10月17日 (月) 神奈川県PTA協議会安全互助会・臨時総会 (吉谷)
- 10月18日 (火) ～21日 (金) 全国子ども会連合会立入検査 (下田補佐・吉谷・会田)
- 10月27日 (木) ～28日 (金) ポーイスカウト日本連盟立入検査 (吉谷・会田)
- 10月29日 (土) 神奈川県PTA協議会安全互助会・第6回法人化・共済事業準備委員会 (吉谷)



全国高等学校等安全互助会連絡協議会岐阜大会の様子

■ 編集後記 大学生になった息子は、毎日遅くまで家に帰ってきません。サークル、アルバイト等々実に楽しそうではありますが、都心と郊外の移動には苦勞しているようです。自宅近くのコンビニに人生初のアルバイトに行っていました。時給が安い、もっと稼ぎたいと(学校からは近いのかもしれませんが) 都内でもお客さんが多い新宿にある某コーヒーショップにアルバイトに行くようになりました。立ち仕事に疲れ果てて、帰りの電車では寝込み、時々乗り換え駅を通過しているようです。つい先日も少しでも早く家に帰ろうと特急に乗り、寝過ごしして山梨県の大月まで行ってしまいました。「何回も失敗せずに少しは学べよ」と言っただけであったため、さすがに落ち込み反省しているようでした。自分も経験はありますが大月も夜遅くは寂しいところです。のぼり電車もなくなりタクシーで帰る決断を自分でしたようですが、途中でラインが入り、すぐに私が真夜中の中央道を車を走らせ相模湖駅で落ち合うことになりました。大月から相模湖駅までタクシーで15,000円、せっかく稼いだバイト代は消えました。少し考えればタクシーを払うよりは大月に宿泊の方が安いとわかるのですが、家に帰ろうと必死で、そんな考えは浮かばなかったそうです。何事も経験。こうして大人になっていくのだと思います。(PTA等共済室：相模湖は一般道を走っても案外近い吉谷)